平成２１年（フ）第１６７２号
札幌市豊平区平岸６条14丁目２番32―403号
債務者　佐藤　美雪（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０１号
札幌市北区屯田５条８丁目１番43号
債務者　柴野　香織
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４３号
札幌市北区北27条西10丁目３番11号
債務者　佐藤　史洋
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５９号
札幌市東区北17条東18丁目１番５―305号
債務者　田村明美こと　全　　明美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５１号
札幌市東区北18条東10丁目３番10―304号
債務者　谷川　達也
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７５号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番１―405号
債務者　細間　千暁
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０７号
札幌市東区北25条東９丁目４番17号　コーポ細川12号
債務者　三村　幸代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４２号
札幌市西区西野１条６丁目７番35―201号
債務者　吉田　幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５４号
札幌市東区北51条東３丁目５番30号　ミレニアム東館Ｄ館
債務者　小泉　利実
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９２号
札幌市西区発寒８条５丁目２番６―408号
債務者　橋本　枝里
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２２号
札幌市東区北25条東１丁目３番29号　コーポ対馬Ｂ102号
債務者　林　　雅信
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３４１号
北海道千歳市北栄１丁目９番20号
債務者　山口　　健
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３６６号
札幌市白石区菊水２条３丁目１番30―301号
債務者　立花　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８４号
札幌市南区北ノ沢３丁目５番37号
債務者　山下　博英
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５号
北海道名寄市西６条南１丁目７番地
債務者　菅原　洋充
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第４０６号
埼玉県川越市霞ケ関東４丁目２番地23　サンハイム207号室、前住所埼玉県坂戸市関間２丁目６番９号　グレースマイン坂戸201号室
債務者　齋藤　直美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２０号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地５―107
債務者　山田喜八郎
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２２号
埼玉県狭山市笹井１丁目11番９―201号
債務者　大野　直人
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部